

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

別表（第一条、第二条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
〇七二三・ 一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、	平成二八年 一〇月一日	七〇、〇〇 〇トン
〇七二三・ 三二	ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	平成二八年 四月一日か 同年九月 三〇日まで	五〇、〇〇 〇トン
〇七二三・ 三三			
〇七二三・ 三四			
〇七二三・ 三五			
〇七二三・ 三九			
〇七二三・ 五〇			
〇七二三・ 六〇			
〇七二三・ 九〇			
一一〇七・ 一〇	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	平成二八年 四月一日か	二五七、〇 〇〇トン

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
〇七二三・ 一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、	平成二八年 四月一日か 同年九月 三〇日まで	五〇、〇〇 〇トン
〇七二三・ 三二	ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	平成二八年 四月一日か 同年九月 三〇日まで	五〇、〇〇 〇トン
〇七二三・ 三三			
〇七二三・ 三四			
〇七二三・ 三五			
〇七二三・ 三九			
〇七二三・ 五〇			
〇七二三・ 六〇			
〇七二三・ 九〇			
一一〇七・ 一〇	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	平成二八年 四月一日か	二七九、二 〇〇トン

<p>一一〇七・ 二〇</p>		<p>から平成二 九年三月三 一日まで</p>	
<p>一一〇七・ 二〇</p>		<p>ら同年九月 三〇日まで</p>	